

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子
件名	東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立保育園設置条例施行規則	
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立狭山保育園は、令和9年3月をもって廃園する予定であり、現在、段階的廃園を進めているところである。</p> <p>廃園の時期及び廃園に伴う保育料の扱いを明確にするため、東大和市立保育園設置条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>附則に、条例が令和9年3月31日限りで効力を失うこと、保育料については失効日以後もなお従前の例によることの2項を加える。(収入未済に対応するため)</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p>			
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月10日 市長決裁により方針決定 5月31日 市議会全員協議会で説明 6月15日～7月14日 パブリックコメントを実施 ガイドライン策定・改定 			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。